

寒川町町民ボランティア団体等登録制度要綱

(目的)

第1条 寒川町内において活動するボランティア団体等の登録を行うことにより、町内のボランティア団体等の活動の促進及び情報の共有化並びに町民のまちづくりへの参加促進を図ることを目的とする。

(対象団体等)

第2条 対象となるボランティア団体等は、次のいずれにも該当する団体又は個人とする。

- (1) 自主的に組織された団体又は町内に在住、在勤、在学する個人であること。
- (2) 町内に活動の拠点を有すること。
- (3) 原則として無償で社会に貢献する活動を行う団体又は個人であること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動を行う団体又は個人ではないこと。

(活動内容)

第3条 活動内容は次のとおりとする。

- (1) 環境保全に関すること。
- (2) 地域の安心安全に関すること。
- (3) 自発的な社会貢献活動に関すること。
- (4) その他町長が対象となると認めた活動

(申込み)

第4条 登録を希望するときは、寒川町町民ボランティア団体等登録制度登録申込書(第1号様式)により町長に登録の申込みをするものとする。

(登録等)

第5条 町長は前条の申込みがあったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは寒川町町民ボランティア団体等登録制度登録名簿(第2号様式)に記載し登録するものとする。

2 登録は団体等からの届出がない限り、原則年度を越えて継続するものとする。

3 登録事項に変更があった場合は、その旨を寒川町町民ボランティア団体等登録制度登録事項変更・抹消届(第3号様式)により町長に届出をするものとする。

4 町長は次のいずれかに該当するときは、団体等の登録を抹消するものとする。

- (1) 寒川町町民ボランティア団体等登録制度登録事項変更・抹消届（第3号様式）による届出があったとき。
- (2) 第2条に規定する団体等の要件又は第3条に規定する活動内容の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 町長が適正に欠けると認めたとき。

(登録団体等の広報)

第6条 町長は登録した団体等の情報を当該団体等の希望により、次の方法で広報するものとする。

- (1) 町の広報やホームページ等への掲載
- (2) その他町長が適当と認める方法

附 則

この要綱は、平成25年10月1日より施行する。